

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐那河内村は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

徳島県 佐那河内村長

## 公表日

令和4年7月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理（被保険者証の交付・変更・喪失等）、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務</p> <p>番号法別表1項番 68 介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であり、以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> <li>被保険者証又は認定証に関する事務（前号及び次号に掲げるものを除く。）</li> <li>介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務</li> <li>要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</li> <li>保険給付の支払の一時差止に関する事務</li> <li>保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</li> <li>保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務</li> </ol>
③システムの名称	<p>介護保険システム 中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)</p> <p>伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国民健康保険団体連合会が介護保険審査支払等システムにて使用する。データについて、電子メール方式で保険者と国民健康保険団体連合会で、データの送受信を行うシステムのこと。 なお、保険者と国民健康保険団体連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
	<p>被保険者台帳ファイル 賦課情報ファイル 受給者情報ファイル 給付情報ファイル 収納情報ファイル</p> <p>【伝送通信ファイル】 受給者情報異動連絡票ファイル 受給者情報訂正連絡票ファイル ※伝送ソフトシステムのファイルを暗号化し、国民健康保険団体連合会へ送信する。</p>
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>番号法 ・番号法第9条第1項、別表第一 第68項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第一省令」という。） ・別表第一省令第50条第1項各号及び第2項</li> </ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第二 第93、94、95項</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1～4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90及び94の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することされている事項に関する情報」が含まれる項(46、83及び95の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(43の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「健康保険法第55条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康保険法第55条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(2及び3の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(81の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、56の2、87、及び116の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(67の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「船員保険法第33条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「船員保険法第33条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(5の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(97の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1～5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87及び93の項)</p> <p>(別表第二における情報照会)の根拠</p> <p>第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項)</p> <p>第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	佐那河内村役場 総務課 〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地 TEL:088-679-2113
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	佐那河内村役場 総務課 〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地 TEL:088-679-2113

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果	<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>
----------	--------------------------

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>	
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input checked="" type="radio"/> ]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>	
特定個人情報の漏えい、滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない